五　第五項に規定する政令で定める場合は、当該通算法人の対象年度（合併等事業年度（当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における通算法人又は他の通算法人のそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。）に該当しない事業年度に限る。以下この号において「特定対象年度」という。）及び当該特定対象年度終了の日に終了する他の通算法人の対象年度（以下この号において「他の対象年度」という。）の所得の金額の合計額が当該特定対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合として政令で定める場合とする。

イ　分割又は現物出資（事業を移転するものに限る。イ及びロにおいて「分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人である場合（当該分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該分割等の日

ロ　合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人若しくは被現物出資法人である場合（当該分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該合併又は分割等の日

ハ　事業の譲渡をした法人である場合（当該事業の譲受けをした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該譲渡の日

ニ　事業の譲受けをした法人である場合（当該事業の移転をした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該譲受けの日

ホ　特別の法律に基づく承継に係る承継法人である場合（当該承継に係る被承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該承継の日

ヘ　特別の法律に基づく承継に係る被承継法人である場合（当該承継に係る承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該承継の日

ト　他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合（当該他の法人の設立の日に当該通算完全支配関係を有することとなつた場合を除く。）　その有することとなつた日

チ　他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた場合　その有しないこととなつた日

第四十二条の十三第八項中「第六項」を「第五項」に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第九項（同条第十八項において準用する場合を含む。）及び第二十一項」に、「及び前条第九項」を「並びに前条第九項」に改め、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第六項第一号イ」を「第五項第一号イ」に、「場合における同号」を「場合（第七項第三号に規定する合計額が零である場合を含む。）における第五項第一号」に、「第四項」を「第三項」に、「、第六項又は第七項」を「又は第五項から第七項まで」に改める。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の十三の次に一条を加える改正規定のうち第四十二条の十四第一項中「各号に掲げる規定」を「表の各号の上欄に掲げる規定（以下この項において「税額控除規定」という。）」に、「第一号イ」を「以下この項」に、「各号に定める金額」を「税額控除規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（以下この項において「控除額」という。）のうち通算不足欠損相当税額（他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（当該他の通算法人につき同法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額をいう。）に当該各号の中欄に掲げる割合を乗じて計算した金額から税額控除余裕額（当該控除額が当該適用事業年度の当該各号の下欄に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。）を控除した金額（当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）から当該通算不足欠損相当税額を控除した金額を当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなして前条第一項及び同項各号に掲げる規定を適用した場合に同項の規定により当該調整前法人税額から控除しないこととなる同項に規定する調整前法人税額超過額があるときは、当該控除額のうち当該調整前法人税額超過額を構成することとなる部分に相当する金額を加算した金額）に達するまでの金額（当該控除額のうちに当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該達するまでの金額から当該加算された金額の合計額を控除した金額）に改め、同改正規定中同項各号を削り、同項に次の表を加える。

一　第四十二条の六第二項の規定若しくは同条第三項の規定又は第四十二条の十二の四第二項の規定若しくは同条第三項の規定	百分の二十	第四十二条の六第二項に規定する百分の二十に相当する金額
二　第四十二条の九第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
三　第四十二条の十一の二第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
四　第四十二条の十一の三第二項若しくは第四十二条の十二第一項の規定又は同条第二項の規定	百分の二十	第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第一項に規定する百分の二十に相当する金額
五　第四十二条の十二の二第一項の規定	百分の五	同項に規定する百分の五に相当する金額
六　第四十二条の十二の五第一項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
七　第四十二条の十二の五第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
八　第四十二条の十二の七第四項の規定、同条第五項の規定又は同条第六項の規定	百分の二十	同条第四項に規定する百分の二十に相当する金額

第十六条のうち租税特別措置法第四十二条の十三の次に一条を加える改正規定のうち、第四十二条の十四第二項中「同項第一号イに規定する事由該当通算法人」を「同項の他の通算法人」に改め、同条第四項中「、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項」を削る。

第十六条のうち租税特別措置法第四十三条の三第二項の改正規定中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第十九項第九号」を「同項第九号」を「同条第十九項第九号」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十三条の三第二項の改正規定の次に次のように加える。

第四十四条の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加える。

第十六条のうち租税特別措置法第四十五条第三項の改正規定中「第四十五条第三項」を「第四十五条第二項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第三項」に改める。